

令和 6 年 八潮市農業委員会 4 月総会 議事録

1 開催日 令和 6 年 4 月 2 5 日 (木)

2 開催時間 午後 2 時 0 0 分から

3 会 場 市役所会議室 3 - 4

4 出席委員 1 3 名

会長 1 番 小早川喜一

会長職務代理者 2 番 鈴木 新一

委員 3 番 大塚 一宏

9 番 田中 幸夫

4 番 齋藤 富子

1 0 番 松田 淳一

5 番 福岡 達則

1 2 番 石井 清巳

6 番 飯山 敏行

1 4 番 荻野 透

7 番 新井 孝美

1 5 番 臼倉 明久

8 番 鈴木 隆

(1 1 番 欠 員)

5 欠席委員 1 名

委員 1 3 番 関根 幸子

6 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人の選任

第 3 書記任命

第 4 議 事

議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請認定の件

7 転用等届出受理報告

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出の件

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の件

報告第 3 号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 清水 茂

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。総会の開会前ではございますが、新年度を迎えまして、本日は市民活動推進部の田口部長が挨拶をさせていただく予定ではございましたが、あいにく別の会議と重なりまして本日来れなくなりました。委員の皆様にはくれぐれもよろしくお伝えくださいと申し添えておりましたことをご報告させていただきます。

また、4月1日付で事務局職員の人事異動がございまして、農業委員会農地係長兼都市農業係主査として平野が赴任してまいりましたので、ご紹介させていただきます。

○平野係長 本年度より農業委員会の係長として赴任をしましてまいりました平野と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局長 その他、昨年まで係長でございました清水につきましては、引き続き農業委員会兼都市農業課主任として在籍しております。

○清水主任 よろしく願いいたします。

○事務局長 五十嵐主任も異動ございませんでした。また、都市農業課の臼倉係長、北條、小野坂につきましても異動はせず、引き続き農業委員会兼務で在籍しております。

このメンバーで本年度頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、本日、農業委員会の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまより八潮市農業委員会4月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございます。在任委員は14名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は13名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告させていただきます。

なお、13番、関根幸子委員からは欠席の連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めましてこんにちは。

山笑う新緑の季節となりまして、委員の皆様には何かとご多用な中を八潮市農業委員会 4 月総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

桜前線も津軽海峡を渡りまして北海道に達しました。季節が早いもので、もう 5 月になりますと田植の行事がございます。八潮市で申しますと、5 月 18 日にふるさと体験教室、これは田植ですね。商工会青年部主催で青耕会が協力をするという形で、八條北小の圃場で行われます。それから、5 月 14 日には埼葛地方協議会役員会・総会が三郷市で開催されます。私と事務局で出席する予定でございます。そして 5 月下旬になりますと、25 日には枝豆ヌーヴオー祭が開催されます。今年はやしお駅前公園のほうで開催される予定だそうでございます。

季節の移ろいというものはせっかちなもので、花見が終わったなと思うともう次に暑さが迫ってまいります。昨年のような暑さにならなければいいなと今から思う次第でございます。

本日の総会にはよろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせください。

- | | |
|--|----------|
| ① 八潮市農業委員会 4 月総会次第 | A 4 横 |
| ② 農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について | (資料 - 1) |
| ③ 「働きやすい服装の通年実施」に向けた施行期間中における
「特段の支障」の有無について (照会) | (資料 - 2) |
| ④ 令和 6 年度職員配置表 (未受領委員) | (資料番号なし) |
| ⑤ 農業委員会活動記録簿 (4 ～ 5 月分) | (資料番号なし) |

こちらにつきましては、年度が変わりましたので新しいフラットファイルと一緒にとなっております。後ほど改めてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

資料につきましては以上となります。職員配置表のある方は 5 点、ない方は 4 点になります。資料の漏れ等はないでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めてまいりたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、4番、齋藤富子委員、14番、荻野透委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第5号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に該当するため、○番、○○○委員には審議終了までご退席をお願いいたします。

——— ○番 ○○○委員 退席 ———

○議長 それでは、議案第5号につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件、番号1、申請人住所・氏名、○○○番地、○○○、土地の所在、○○○字○○○番○、登記地目、田、現況地目は宅地、地積○平米。

次に、1枚めくっていただいて、2ページをご覧ください。

許可申請の内容は住宅敷地拡張となります。

申請地の概要としましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域

で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は住宅敷地一部の追認申請となります。

次に、めくって3ページをご覧ください。

場所の説明をいたします。

市役所の○側の出入口を出まして○○し、○○○の交差点を○○、○○○に向かいます。○○○の正面に突き当たったところで○○しまして、○メートルほど行きましたところを○します。さらに○メートルほど進み、丁字路を○○した先の地図で着色したこの部分、こちらの土地が今回の申請地となります。

1枚めくって4ページをご覧ください。

詳細図でございます。上側が北側となります。2枚ある図のうち、左側は配置図で、右側が昭和41年の航空写真です。八潮市の線引き日は昭和45年8月ですので、区域区分日以前より住宅敷地であったことを確認できます。

現地の様子はめくって5ページ、①が西側から対する位置を撮影し、②は逆側からの写真です。このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、同議案につきまして、地区担当代理の4番、齋藤富子委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○4番（齋藤富子委員） 4番、齋藤です。

18日に事務局から来ていただきまして、午後から調査に行ってまいりました。そうしましたら、新しい道路とかきれいに、○○さんのところで寄附してきれいな道路となっていました。このちょうど道路になっているところで、問題はないかと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と4番、齋藤富子委員より、農地法第4条の規定による許可申請認定の件について説明がございました。

何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて、自分の座席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

○事務局 会長、ちょっとよろしいですか。

補足説明なんですけれども、先ほど議案の説明のほうで追認申請という言葉が出てきたかと思うんですけれども、この追認申請というのはどういうことかといいますと、今回ですね、現状が先ほど言った都市計画法の線引き前、市街化区域とか市街化調整区域とか分かれる前からもうこのような宅地の状態になっていた。ただし、登記地目は農地、こういった場合は

今回の申請に合わせて何か工事をするわけではないんですけれども、その線引き以前から宅地になっていたということで、追認申請という、現状を見てくださいということで申請しまして、それが認められて許可が下りますと、現況登記地目は農地になっているんですけれども、それを宅地にすることができます。事前に埼玉県のように資料を渡して確認しまして、このケースであれば、八潮市農業委員会、こちらのほうで認められれば、県としても認められるのではないか、そういう見解はいただいております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま追認申請について、事務局から説明がございました。

何か質問等がありましたら、お願いします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

これは自分でやらないといけないのですか、もし農業委員会で許可しませんという反対意見が出ちゃった場合、どうなるのでしょうか。

○事務局 許可を得ないと地目の変更というのはできませんので、もし仮に追認申請を認めないとなったら、今度は追認ではなくて、何か目的をもって農地を農地でないものに変える、宅地とか駐車場とか、資材置場とか、それで納得いくような計画を立てて、農業委員会で改めて許可申請することになります、もし追認が駄目だったら。どちらにしても農業委員会の許可がないとできません。

○3番（大塚一宏委員） 違反転用になっちゃうの。

○事務局 これは線引き前からなので。

○3番（大塚一宏委員） この道路は市の道路なんですか。

○事務局 そうです、その部分は今回採納して市の道路になる予定です。

○3番（大塚一宏委員） 市でやるわけではないの。

○事務局 道路はそうです。

○3番（大塚一宏委員） ○○さんの家の前も道路なんでしょう。

○事務局 これは道路ではなく、宅地なんです。○○さん家の宅地の一部で。形状は○○さんが出入りする道路みたいな、写真を見るとそうになっていますけれども、これは宅地です。

○3番（大塚一宏委員） 農地を宅地に転用するということなんですね。

○議長 宅地に変えたいということです。

○3番（大塚一宏委員） ああ、分かりました。

○事務局 それが線引き前からなので。

○3番（大塚一宏委員） はい、分かりました。

○議長 宅地の一部になっていたけれども、登記簿上は農地になっていた。

○事務局 何か残っていたみたいですね。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より「ちょっといいですか」の声あり ——

○議長 8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

5ページの①の写真なんですけれども、これの、右側の今白い砂利になっているところが
○○さん家なんですか。

○事務局 はい。この右側の白くなっているところ、U字溝に囲まれているところは今市の道路として工事をしているところです。

○8番（鈴木 隆委員） この白いところがね。

○事務局 ここはアスファルトです。

○8番（鈴木 隆委員） 左側が○○さん家。

○事務局 左斜め上に、ちょっと白黒で分かりづらくて申し訳ないんですけれども、黒い点線で囲まれているところ、ここが今回の申請地です。

○8番（鈴木 隆委員） 左側が○○さん家の屋敷ということですね。

○事務局 そうです。

○8番（鈴木 隆委員） なるほどね。では、ここから出入りするという形になるわけですね。

○事務局 そうですね。

○8番（鈴木 隆委員） 分かりました、ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第4号の議事が終了しましたので、○番、○○委員の入室をお願いいたします。

——— ○番 ○○○委員 着席 ——

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

す。

○事務局 次第の6ページをご覧ください。

転用等届出受理報告につきまして報告させていただきます。

まず、6ページは、農地法第4条の届出としまして駐車場1件を受理しました。

次に、1枚めくって、7ページをご覧ください。7ページから報告第2号 第5条の届出の報告になります。7ページにつきましては、共同住宅、住宅敷地等4件の受理が記載されておりまして、この4番なんですけれども、筆がいっぱいあって、面積も大きいんですけれども、こちらはマンションの一室の売買となります。

次に、隣の8ページをご覧ください。こちらは住宅敷地と貸駐車場で、計4件の受理したものの報告となります。こちらの8ページの7番と8番なんですけれども、権利の内容のところは共有物分割と書いてありますけれども、こちらはそれまで複数名で共有となっている所有権を単独の所有とするため分割することを共有物分割といいまして、7番、8番、それまでお互いに持分で分けて持っていたものを一人の単独の所有とするために届けられたものとなります。

次に、1枚めくって9ページをご覧ください。9ページの5件、こちらも貸し駐車場と住宅敷地等計5件の受理報告になりますが、こちらの9番と10番も今言いました共有物分割、複数で持っている土地を分けて単独のものにするという、そういう権利の移動となります。以上、5条の届出は計13件受理しました。

次に、隣の10ページをご覧ください。こちらは報告第3号 農地転用許可後の工事完了届になります。

まず、1件目としまして、こちらは去年7月14日に4条の許可を得ました〇〇〇地区の駐車場なんですけれども、こちらの工事完了届を今年の3月28日に受理しました。

次に、ちょっと表が分かれまして、こちらは第5条の許可の完了届の受理になります。

1番が先ほどと同じく7月14日に許可になりました〇〇〇地区の自己用住宅、こちらの完了届を3月8日に受理しました。

2番、下のほうの、こちらは販売用中古自動車の資材置場の敷地拡張なんですけれども、こちらは昨年12月14日に許可になりましたもので、実は1月17日に工事完了届を受理していたんですけれども、ちょっと報告が遅れておりまして、今まで報告した形跡がなかったもので今回掲載させていただきました。遅れましてこの点につきましては申し訳ございません。

転用等届出受理報告につきましては以上となります。

○議長 ありがとうございました。

それでは、この後、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後、質問がございましたらお願いをいたします。

6 ページから10ページでございます。

それでは、確認をお願いいたします。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

8 番、鈴木委員。

○8 番（鈴木 隆委員） 8 番、鈴木です。

7 ページの 4 番なんですけれども、〇〇〇字〇〇という、〇〇という場所ってどちらなんですか。筆がいっぱいあるので、2 反 7 畝、2,700 平米あるので、場所がどこなのか、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

○事務局 〇〇〇というマンションなんですけれども。

○8 番（鈴木 隆委員） 今は更地になっているんですか。

○事務局 いえ、もうマンションができていますところですよ。

○8 番（鈴木 隆委員） できているんですか。

○事務局 〇〇〇に近いところ、〇〇〇から来て、〇〇〇のほうに向かってちょっとカーブしていく、そのカーブして〇〇〇がありますよね。〇〇〇をちょっと越えたあたりのマンションです。

○8 番（鈴木 隆委員） 分かりました。〇〇だから、〇〇〇より飛んでいるところなんだよね、飛び地ですね、分かりました。

○議長 よろしいですか。

○8 番（鈴木 隆委員） ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりといたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第 7 のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が 2 件、協議事項が 2 件、報告事項が 1 件ございます。

初めに、依頼事項、農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料 1 について、説明をいたします。

こちらはこの時期毎年くるものですが、農業税制関係について要望があれば、農業会議のほうでまとめて要望しますので意見をお寄せください、このような内容でございます。

また、要望に当たりましては、上の段のあたりに書いてありますが、単純に農業経営を行っているから軽減措置というような意見は、全国への県段階の意見には反映いたしませんというところで、なぜ必要であるかを明確にお願いいたしますというところです。

資料をずっと見ていくと相続税とか贈与税に関すること、そのあたりが載っておりますので、後で改めて目を通していただければと思います。

その資料のご説明をさせていただきます。

まず、2ページから13ページ、こちらが適用期限が到来する農林水産省関係の租税特別措置一覧となっております。この中で適用期限が令和7年3月31日と記載されているものが令和7年度税制改正の主な対象となるそうです。

その後の14ページから23ページにつきましては、期限の定めのない租税特別措置の一覧表となっております。

その後につきましては参考資料となりますが、24ページから25ページ、こちらにつきまして、令和6年度税制改正の概要と令和7年度税制改正対策についてのメモとなっております。そして、その後の26ページから32ページは令和6年度税制改正要望となっております。その（3）の令和6年度税制改正要望とありますが、昨年の例ですので、全国農業会議所としてはどういった内容を要望されているのかといったような参考例になるかと思います。イメージが湧きやすいかなと思いますので、こちらを参考にさせていただけるといいかなと思います。

その後の33ページから39ページが令和6年度税制改正の大綱の概要となっております。もし要望がある場合は、この資料1の一番後ろに要望用紙がありますので、こちらに記載をいただきまして、後で事務局でまとめて報告をする関係で、来月の5月13日月曜日までに事務局にご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何かご質問がございましたら、お願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、ただいまの件につきましてご意見がございましたら、5月13日月曜日までに事務局に報告をお願いいたします。

次に、依頼事項2件目、活動記録簿について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 皆様のお手元にお配りさせていただきました緑色のフラットファイルにつきまして、

本年度新たな年度となりましたのでファイルをつけさせていただきました。

引き続き1月当たり8日分以上の記載と最適化活動に計上できますのが2番、3番、4番のみとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

○議長 よろしいですか。次に、協議事項、令和6年「緑の募金」運動の協力依頼について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 「緑の募金」の協力ということで、毎年この時期にあるものなんですけれども、例年、埼玉県緑化推進委員会から埼玉県農業会議を通じまして協力依頼の文書がきます。今年はちょっとまだ文書がきておりませんので、皆さんにお配りすることができなかったんですけれども、今年も例年どおり協力の依頼がくるということですので、それできたのを待って来月だとちょっと遅れてしまうので、協力はもうあるものとして、今年も例年同様対応するかどうか。例年の対応といいますのは、慶弔費から5,000円ですね、それを募金として支出しているところなんですけれども、今年度も同じような対応でいくかどうか、ご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 分かりました。ただいま「緑の募金」運動の協力依頼について説明がございました。

「緑の募金」につきましては、毎年農業委員会の慶弔費から5,000円を募金しているところでございますが、今年も同様の扱いでよろしいですか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 では、同様をお願いいたします。

次に、協議事項2件目、名刺の記載の内容について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 皆様にお配りしております名刺は、昨年9月総会時に、10月の四市町農政研究会などで使用することもあることから、お1人当たり10枚作成しお渡しいたしました。他市の名刺は八潮市のように個人の住所の記載がない、未記載か市役所の住所が記載されていますよという指摘がありました。以前から本市は肩書、氏名、個人の住所を記載しておりましたが、個人の住所を掲載する必要はないですし、個人情報保護の観点から、八潮市も他市と同様にしたらどうかという意見がありましたので、掲載しないことによる不都合があるかもしれないことを確認したいので、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。また、名刺がお手元にもう少しという方がいらっしゃれば、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございましたが、名刺に記載されている住所ですね、これが個人の住所になっています。これの記載についてどう取り扱うか。これらの住所をやめて市役

所の住所にするか、あるいは住所の記載なしにするか。皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

○7番（新井孝美委員） 市役所でいいじゃないですか。

○議長 市役所の住所にする。

○8番（鈴木隆委員） 個人の住所を入れる必要はないですね。確認できればいいわけだから。もし確認したいのだったら、こういう方が農業委員さんでいらっしゃいますかと聞けばいい話だから。

○議長 今、市役所の住所記載でいいんじゃないかという意見がありましたけれども、皆さんどうですか。それでよろしいですか。

——— 委員より「いいです」の声あり ———

○議長 では、住所記載は、市役所の住所を記載していただくようお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

○議長 次に、報告事項、5月からの総会での服装について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 5月からの服装について、例年ですと市役所のほうで5月から10月まで軽装での執務を実施しますので、それに合わせて委員さんも軽装で結構ですというお話をお伝えするところなんですけれども、資料2のほうをご覧ください。

こちらは市役所内部の文書なんですけれども、以前皆様にもお伝えしましたけれども、昨年11月からこの4月までは働き方改革の一環で、「働きやすい服装の通年実施」に向けた試行期間でした。ということで、この11月から4月もノーネクタイ、ノージャケットで執務可能ということで続けてきたんですけれども、このアンダーラインを引いてあるところを書いてありますように、試行期間が4月末で終わるんですけれども、迫ったところで、人事課のほうでは、この先5月1日からの通年実施を判断するに当たり、試行期間における「特段の支障」があったかどうかというのを今調査しているところでして、その結果を見て、5月からどうしようかを決めるということなので、今日時点でまだ結論は出ておりません。ただ、方向からいくと例年と同じく5月以降も軽装、ノーネクタイ、ノージャケットという方向でいくのではないかなと想定されるところなんですけれども、このことにつきましては5月の総会案内のとき文書に入れて送付したいと思いますので、それまでちょっとお待ちいただきたいと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回は、令和6年5月24日金曜日となりますが、午後2時から、ここと同じ3－4

の会議室での開催となります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

○事務局 1点、よろしいでしょうか。10月の視察研修に向けてなんですけれども、この後、業者から見積りを取りまして、5月の総会で3件ほど示してどちらの方向に行くか決めたいと思っているんですけれども、見積り前の今の段階で、もし委員さんのほうでこちらの研修先に行きたいとかありましたら、そこを優先に見積りを取ってみたいと思っておりますので、そういったご要望がありましたら、お願いいたします。

○議長 10月の視察研修に向けて、これはご要望があったらということなんですけれども、皆さん、どうですか。長年、委員を務めている方はあちこちへ行っていらっしゃると思うんですけれども、もしご希望の行き先があったら。

○6番（飯山敏行委員） 行き先というのは研修場所のことを言っているのですか。

○議長 そう、研修場所です。

○8番（鈴木隆委員） これ、1泊ですよ。

○議長 1泊です。

○3番（大塚一宏委員） 今すぐ決めなくても、まだね、日にちがありますので。

○6番（飯山敏行委員） いつごろでしたっけ、10月。

○議長 ここに記載してあるように、10月の総会はJ Aさいかつの会議室で行います。

○事務局 会場は、こちら市民まつりの前で厳しいという話があったので、その後J Aさいかつさんに相談したら会議室は取れましたので、10月の総会は八條支店の会議室で行います。

○3番（大塚一宏委員） 日にちは決めてあるの。

○事務局長 市民まつりは27日の日曜日になります。

○議長 金曜日から準備に入るから……、駐車場は使えないんですよ。

ほかにございますか、意見。今の研修の件はこれで、ほかに。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、これで議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。

あとすみません、1点、事務局からの報告がございまして、農業委員の欠員補充につきま

しては、5月1日から28日まで受付を行いますのでご報告となります。よろしくお願いいたします。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 慎重審議ありがとうございました。

このところ3か月の長期予報が気象庁から発表されましたけれども、例年以上に今年の夏は暑くなるみたいです。海水温が7度以上、岩手の沖あたりですか、高くなって、もうサケが取れなくなるのではないか、そういう話がありました。ここら辺もご存じのように大きな川がたくさんあって、雲の通り道になっているので大雨の心配がちょっとありますので、あと気温も上がりますので、これから農作物もそれに対応できる農作物に切り替えていくということも少しずつ考えていかなければいけないのかというふうに思っています。

ちょっとこれからいろいろと忙しいと思うのでこれくらいにして、以上をもちまして、本日の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午後2時55分